

令和5年度長野県中野庁舎自家用電気工作物保安管理業務仕様書

この仕様書は、長野県中野庁舎における自家用電気工作物の保安管理業務について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め契約の適正な履行を図るため、委託者 北信建設事務所長(以下「所長」という。)が受託者に委託する業務内容を示したものである。

受託者は、この仕様に基づき設備及び運営に支障のないように保安管理業務を実施する。

1 保安管理業務の対象

保安管理業務の対象は、次の事業所・電気工作物とする。

- (1) 事業所の名称 長野県中野庁舎
- (2) 事業所の所在地 中野市中央 1-4-19
- (3) 電気設備の概要 需要設備容量 280kVA
受電電圧 6, 600V
非常用予備発電装置 発電容量 170kVA 発電電圧 220V

2 業務の内容等

(1) 保安業務の細目及び基準

保安管理業務の内容は別紙「保安管理業務の細目及び基準」によるものとする。

(2) 緊急時の対応

専門技術者(第3種電気主任技術者以上の者)を待機させ、電気事故・故障が発生した場合、休祭日、昼夜を問わず 24 時間対応で応急措置をするものとし、対象事業所へ 60 分以内に到着できること。

(3) 絶縁監視装置の設置

受託者は、低圧電路の絶縁(漏電)を監視するために、絶縁監視装置を受託者の負担で設置しこれを維持管理すること。

(4) 電力使用量の監視、測定

電力使用の合理化を行うため、受託者は使用電力量を次により監視、測定するものとする。

ア 受託者は受電設備に使用電力量の監視、測定装置を設置し、毎日、24 時間の電力使用量(kVA)を午前0時より30分間隔で測定する。

イ 30 分間最大電力を監視し、あらかじめ所長が定めた最大目標電力を超過する恐れがあるときは、所長の指定する場所に警報を配信出力し、所長が行う使用電力の負荷抑制の用に供するものとする。

ウ 受託者は所長に前項ア、イにより監視、測定した電力量を1か月に1回、日報、月報としてグラフ形式と表形式で報告するものとする。

なお、この報告は電子データに代えて報告できるものとする。

(5) 保安管理業務を行う保安業務担当者の明確化

受託者は、保安業務担当者の「氏名」「生年月日」並びに「主任技術者免状」の種類及び番号を所長に明らかにすること。

(6) 点検結果の報告と記録の保存

点検終了後、結果を所長に報告するとともに記録を保存すること。

3 安全の管理

(1) 安全の確保

業務の実施にあたっては電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めること。

(2) 保護具、防護具の使用

高圧活線近接作業を行う場合は、適正な絶縁用防具、絶縁用保護具を使用すること。またそのために必要な防具、保護具を常備すること。

4 測定機器の管理

受託者が業務に使用する測定機器は、業務の適合性を保証するため、適正に管理された機器でなければならない。

5 保安教育

(1) 受託者は、所長が行う職員に対する電気工作物の保安に関する教育、または災害その他電気事故が発生した場合の教育訓練について、所長から要請があれば協力するものとする。

(2) 受託者は所長に対して電気工作物の保安に関する講習会を年1回以上開催するものとする。

6 保守点検業務に含まない経費

所長が設置する自家用電気工作物の移設又は修理に要する費用

7 その他

(1) 経済産業局への申請、届出

受託者の責任において電気事業法第42条第2項、電気事業法施行規則第52条2項の規定に基づく申請、届出等の書類を作成し、中部近畿産業保安監督部長あてに速やかに提出すること。

(2) 上記(1)の申請が契約日より1か月以内に承認を得られなかった場合、または取消しになった場合、所長はこの契約を一方的に解除できるものとする。

(3) 受託者が引き続き前年度と同一の者である場合は、この申請、届出は必要ないものとする。

(4) この公募型見積りに参加するためには、電気事業法施行規則(平成7年通商産業省第77号)第52条第2項に規定する、保守管理業務を委託する契約を締結できる者であることが必要である。